

令和4年度決算における

健全化判断比率及び資金不足比率の公表

Q & A版



目次

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定	…	1
八尾市の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく指標の対象とする会計等	…	2
八尾市の健全化判断比率及び資金不足比率	…	3
標準財政規模（参考）	…	4
実質赤字比率	…	5
連結実質赤字比率	…	6
実質公債費比率	…	7
将来負担比率	…	8
資金不足比率	…	9
大阪府内各市の状況	…	10 ~14
まとめ	…	15

※内容説明につきましては、分かりやすくするために
財政A男くんと八尾野B子さんとの会話形式で表記しております。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定

- A男 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率等を監査委員の審査に付したうえで議会に報告して、市民に公表することが義務付けられたんだよ。
- B子 要するに、「健全化判断比率」や「資金不足比率」っていう指標を出して、みんなに示さなくてはならなくなつたってことなんだよね。
- A男 そのとおり。全国の地方公共団体が平成19年度決算から毎年公表していくなくてはならなくなつたんだよ。
健全化判断比率及び資金不足比率は、以下の比率のことなんだ。
 実質赤字比率
 連結実質赤字比率
 実質公債費比率
 将来負担比率
 資金不足比率
- B子 何でそんな法律が出来たのかしら？
- A男 北海道夕張市の財政破綻から、こういった破綻が起らないようにするために事前に地方公共団体の財政の健全性を判断することを目的として、制定された法律なんだよ。
- B子 そういう比率を示すことで地方自治体の財政が大丈夫かどうかを判断して、大丈夫ではないところには早めに健全化をするように促すこと？
- A男 そのとおりだよ。

八尾市の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく指標の対象とする会計等

会計分類	会計等名称	健全化判断比率		
		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率
一般会計等	一般会計 土地取得事業特別会計 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計			
公営事業会計	国民健康保険事業特別会計 介護保険事業特別会計 後期高齢者医療事業特別会計			
公営企業会計	病院事業会計 水道事業会計 公共下水道事業会計			
一部事務組合・広域連合	恩智川水防事務組合 大和川右岸水防事務組合 大阪広域水道企業団 八尾市柏原市火葬場組合 大阪府都市競艇組合 大阪府後期高齢者医療広域連合 大阪広域環境施設組合			
公社・第3セクター等	八尾市文化財調査研究会 八尾市文化振興事業団 八尾市中小企業労働者福祉サービスセンター 八尾市国際交流センター 八尾体育振興会 八尾シティネット やおコミュニティ放送 八尾モール 八尾市都市開発			将来負担比率

A男 上の表は、それぞれの比率を算出するために、八尾市の場合に
対象となる範囲を表しているんだよ。

B子 一番右の将来負担比率が、一番対象範囲が広いってことね。

A男 そのとおりだよ。

八尾市の健全化判断比率及び資金不足比率

項目	内容	八尾市の健全化判断比率	(参考値)	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。	—	0.09%の黒字	11.25%	20.00%
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。	—	22.49%の黒字	16.25%	30.00%
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3ヵ年平均値。	3.4%	令和2年度 3.6% 令和3年度 3.4% 令和4年度 3.4%	25.0%	35.0%
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。	—	14.5%の超過	350.0%	

A男 健全化判断比率及び資金不足比率を表にまとめると上のようになるんだよ。

B子 ぱっと見ただけじゃ全然分からぬいわ。詳しく教えてよ。

A男 じゃあ、まず表の説明からするね。八尾市の健全化判断比率ってどこに入ってる数値が、令和4年度決算での八尾市の比率だよ。

早期健全化基準っていうのは、国が決めている基準なんだけど、この基準に達すると早期健全化計画を策定し、自主的な改善努力による財政健全化を行う必要が出てくるんだよね。この基準に達した団体は、早期健全化団体っていう呼ばれ方をするんだ。サッカーでいうイエローカードみたいなイメージかな。

財政再生基準っていうのは、これも国が決めている基準なんだけど、この基準に達すると財政再生計画を策定し、国等の関与による確実な再生に取り組む必要が出てくるんだよね。この基準に達した団体は、財政再生団体っていう呼ばれ方をするんだ。サッカーでいうレッドカードみたいなイメージかな。

標準財政規模(参考)

A男 健全化判断比率を計算するのに、標準財政規模っていうのを用いるのでその説明を先にするね。

標準財政規模っていうのは、

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税と臨時財政対策債の発行可能額を加算した額なんだよ。

B子 なんだか分かりにくいわね。

A男 国が交付税を地方公共団体に交付する際に基準としている指標で、地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源(使いみちが特定されないで、どのような経費にも使用できる収入)の規模を示しているものなんだ。

つまり、通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる財政規模をあらわしている数値といえるんだよ。

それに、臨時財政対策債といって、地方一般財源の不足額に対応するために地方公共団体が借金(赤字の地方債)している分についても加算するんだよ。

八尾市の令和4年度決算の標準財政規模は、**600億3469万6千円**なんだよ。

健全化判断比率を計算する時に、この標準財政規模に占める割合で比率を出すんだ。

実質赤字比率

(一般会計等の財政運営の深刻度がわかる)

項目	内容	八尾市の健全化判断比率	(参考値)	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。	-	0.09%の黒字	11.25%	20.00%

A男 実質赤字比率は、地方公共団体の最も基本的な会計「一般会計等」における実質赤字が標準財政規模にどの程度占めているかを表す比率なんだよ。

B子 実質赤字って何？

A男 実質赤字は、一年間に入ってくるお金(歳入)から出て行くお金(歳出)を引いた額(形式収支)から翌年度に繰り越すことになったお金(翌年度繰越額)を引いたお金(実質収支)がマイナスになった場合に発生するものなんだよ。逆にプラスの場合は、実質黒字になるんだよ。

B子 八尾市の場合、「-」ってなってるけど、これはどういう意味なの？

A男 令和4年度決算において、八尾市は0.09%の黒字だったのでこの比率は出てこないっていう意味なんだよ。ちなみに八尾市は、今の財政規模だったら約68億円の赤字が発生した場合に早期健全化基準を超え、約120億円の赤字が発生した場合に財政再生基準を超えるんだ。

連結実質赤字比率

(市全体の財政運営の深刻度がわかる)

項目	内容	八尾市の健全化判断比率	(参考値)	早期健全化基準	財政再生基準
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。	-	22.49%の黒字	16.25%	30.00%

A男 連結実質赤字比率は、実質赤字比率と計算の仕方は同じなんだけど、対象の範囲が違うんだ。

B子 対象の範囲って？

A男 それは2ページの表のとおりで、一般会計等に公営事業会計を加えたものが対象の範囲になってるんだよ。

B子 実質赤字比率よりも連結実質赤字比率の方が広い範囲で比率を出すってことね。

A男 そのとおり。仮に一般会計等のみが黒字だとしても、公営事業会計が赤字だった場合、市全体の財政状況は良いとは言えないよね。

B子 表を見ると、これも八尾市は「-」になってるわね。八尾市全体でみても黒字ってこと？

A男 その通り。ちなみに八尾市は、約98億円の赤字に達した場合、早期健全化基準を超えることになり、約180億円の赤字に達した場合、財政再生基準を超えることになるんだ。

実質公債費比率

(資金繰りの危険度がわかる)

項目	内容	八尾市の健全化判断比率	(参考値)	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3ヵ年平均値。	3.4%	令和2年度 3.6% 令和3年度 3.4% 令和4年度 3.4%	25.0%	35.0%

A男 実質公債費比率は、借金の元金、利子の支払額(公債費)とこれに準じるもの額の標準財政規模に占める割合を出したものなんだよ。

B子 これに準ずるものって何？

A男 公営企業会計等(病院、水道、下水道等)の公債費の一般会計等が負担する分で、一般会計等から繰り出しているお金のことだよ。あと、八尾市的一部事務組合等(一般廃棄物の処理等、近隣市町村と共同で行っている事業)の公債費で一般会計等が負担する分もここに含めるんだ。

B子 私の家の家計でいうと、
①住宅ローンの返済とその利子
②子どもに仕送りをしている場合の、子どもが買った車のローンの一部
③町内会の会費
ってことなのかな。
そして、この比率が悪化していくとしたら、借金や払わないといけないお金が増えるってことなのね。

A男 そのとおり。借金の返済は払わないといけないもの(義務的経費)だから、これが増えると自由に使えるお金が減っていくことになるんだ。(財政の硬直化)

将来負担比率

(将来の財政負担がわかる)

項目	内容	八尾市の健全化判断比率	(参考値)	早期健全化基準	財政再生基準
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。	-	14.5%の超過	350.0%	

A男 将来負担比率は、一般会計等の借金(地方債)や将来支払う可能性のある負担等からの標準財政規模に占める割合を出したものなんだよ。

整理すると、

- ①一般会計等が将来支払う借金(地方債)残高
- ②契約等で将来の支払いを約束したもの(債務負担行為)のうち公債費に準ずるもの
- ③その他の会計の借金(地方債)残高のうち一般会計等が負担するもの
- ④一部事務組合の借金(地方債)残高のうち一般会計等が負担するもの
- ⑤退職手当支給予定額
- ⑥第3セクターの負債のうち、地方公共団体がその損失を補償する契約をしているもの
- ⑦連結実質赤字額
- ⑧一部事務組合連結赤字額負担見込額

まず、これらを合計しているんだ。そしてその合計から、これらに充てられる貯金(基金)、お金(特定財源)を差し引いているんだ。

B子 色んなものを足して、そして引いて計算するのね。

A男 そうなんだ。今まででは、それぞれを合計した数値がなくて地方自治体が本当に背負っている将来の負担が分からなかったんだよ。

B子 今まで見えなかつたものが、将来負担比率によって見えるようになったってことね。

A男 その通り。そして八尾市の将来負担比率は「-」になっているね。
つまり、将来負担する実質的な負債よりも、これらに充てることのできる基金等の財源の方が多いということなんだよ。

資金不足比率

(公営企業の経営状況の深刻度がわかる)

会計名	内容	資金不足比率	(参考値)	経営健全化基準
病院事業会計	各公営企業ごとの資金不足額の、事業規模に対する比率。	-	54.6%の黒字	20.0%
水道事業会計		-	75.5%の黒字	20.0%
公共下水道事業会計		-	28.7%の黒字	20.0%

A男 資金不足比率は、公営企業会計ごとに計算するもので、八尾市には
病院事業会計、水道事業会計、公共下水道事業会計の3つがあるんだよ。
これは、資金の不足額が事業の規模に占める割合を出すんだよ。
資金の不足額って言うのは、一般会計での実質赤字に相当するもので、
事業の規模は営業収益の額などから計算したものだよ。

B子 実質赤字に相当するっていうことは、黒字だと資金の不足額はないってことね。
だから、どの会計も黒字で「-」になっているのね。

A男 その通りだよ。

大阪府内各市の状況

B子 5つの比率の説明をしてもらっただけど、その比率が八尾市は良いのか悪いのかどうかが分からぬいわ。

A男 そうだよね。大阪府内の各市町村との比較をしてみようか。
(P11～P14参照)

B子 実質赤字比率と連結実質赤字比率は、摂津市を除き「-」ということは、ほぼすべての市町村が黒字ってことよね。

A男 そのとおりだよ。

B子 実質公債費比率は、大阪府内では真ん中ぐらいね。八尾市よりも比率が少ないところは、借金(地方債)等が市の財政規模に比べて少ないってことよね。ということは、借金(地方債)を減らせば実質公債費比率は良くなるの？

A男 そのとおりだよ。八尾市では、借金(地方債)の借入(起債)を出来る限り抑制するよう努力しているんだ。

B子 将来負担比率は、広い範囲で八尾市の将来の負担を出している比率だったよね。今回は、負債に充てることのできる基金等の方が多いから比率は出てこないのよね。大阪府内で、比率が出てこないのは半分くらいね。このままの将来負担比率を良くするには、どうすればよいの？

A男 将来負担比率は、説明したとおり対象となる範囲が広いんだ。一般会計等においては、実質公債費比率と同様に借金(地方債)の残高抑制に努めたりすることが必要なんだけど、公営企業(病院、水道等)や第三セクターに対する一般会計等の負担が増えると比率が悪化するので、公営企業や第三セクターの経営状況を良くすることも必要なんだ。

【実質赤字比率】

【連結実質赤字比率】

(単位:%)

(単位:%)

団体名	R4決算		R3決算	
	早期健全化基準		早期健全化基準	
岸和田市	—	(11.36)	—	(11.34)
豊中市	—	(11.25)	—	(11.25)
池田市	—	(12.20)	—	(12.18)
吹田市	—	(11.25)	—	(11.25)
泉大津市	—	(12.61)	—	(12.60)
高槻市	—	(11.25)	—	(11.25)
貝塚市	—	(12.54)	—	(12.52)
守口市	—	(11.67)	—	(11.66)
枚方市	—	(11.25)	—	(11.25)
茨木市	—	(11.25)	—	(11.25)
八尾市	—	(11.25)	—	(11.25)
泉佐野市	—	(12.15)	—	(12.12)
富田林市	—	(12.13)	—	(12.11)
寝屋川市	—	(11.26)	—	(11.25)
河内長野市	—	(12.31)	—	(12.27)
松原市	—	(12.00)	—	(11.99)
大東市	—	(12.07)	—	(12.03)
和泉市	—	(11.55)	—	(11.53)
箕面市	—	(11.84)	—	(11.82)
柏原市	—	(12.72)	—	(12.70)
羽曳野市	—	(12.14)	—	(12.10)
門真市	—	(11.90)	—	(11.86)
摂津市	0.14	(12.47)	—	(12.44)
高石市	—	(12.86)	—	(12.83)
藤井寺市	—	(12.80)	—	(12.78)
東大阪市	—	(11.25)	—	(11.25)
泉南市	—	(12.85)	—	(12.82)
四條畷市	—	(12.99)	—	(12.96)
交野市	—	(12.72)	—	(12.70)
大阪狭山市	—	(12.96)	—	(12.94)
阪南市	—	(13.11)	—	(13.10)
島本町	—	(13.91)	—	(13.84)
豊能町	—	(15.00)	—	(14.98)
能勢町	—	(15.00)	—	(15.00)
忠岡町	—	(15.00)	—	(15.00)
熊取町	—	(13.51)	—	(13.47)
田尻町	—	(15.00)	—	(15.00)
岬町	—	(15.00)	—	(15.00)
太子町	—	(15.00)	—	(15.00)
河南町	—	(15.00)	—	(15.00)
千早赤阪村	—	(15.00)	—	(15.00)

団体名	R4決算		R3決算	
	早期健全化基準		早期健全化基準	
岸和田市	—	(16.36)	—	(16.34)
豊中市	—	(16.25)	—	(16.25)
池田市	—	(17.20)	—	(17.18)
吹田市	—	(16.25)	—	(16.25)
泉大津市	—	(17.61)	—	(17.60)
高槻市	—	(16.25)	—	(16.25)
貝塚市	—	(17.54)	—	(17.52)
守口市	—	(16.67)	—	(16.66)
枚方市	—	(16.25)	—	(16.25)
茨木市	—	(16.25)	—	(16.25)
八尾市	—	(16.25)	—	(16.25)
泉佐野市	—	(17.15)	—	(17.12)
富田林市	—	(17.13)	—	(17.11)
寝屋川市	—	(16.26)	—	(16.25)
河内長野市	—	(17.31)	—	(17.27)
松原市	—	(17.00)	—	(16.99)
大東市	—	(17.07)	—	(17.03)
和泉市	—	(16.55)	—	(16.53)
箕面市	—	(16.84)	—	(16.82)
柏原市	—	(17.72)	—	(17.70)
羽曳野市	—	(17.14)	—	(17.10)
門真市	—	(16.90)	—	(16.86)
摂津市	—	(17.47)	—	(17.44)
高石市	—	(17.86)	—	(17.83)
藤井寺市	—	(17.80)	—	(17.78)
東大阪市	—	(16.25)	—	(16.25)
泉南市	—	(17.85)	—	(17.82)
四條畷市	—	(17.99)	—	(17.96)
交野市	—	(17.72)	—	(17.70)
大阪狭山市	—	(17.96)	—	(17.94)
阪南市	—	(18.11)	—	(18.10)
島本町	—	(18.91)	—	(18.84)
豊能町	—	(20.00)	—	(19.98)
能勢町	—	(20.00)	—	(20.00)
忠岡町	—	(20.00)	—	(20.00)
熊取町	—	(18.51)	—	(18.47)
田尻町	—	(20.00)	—	(20.00)
岬町	—	(20.00)	—	(20.00)
太子町	—	(20.00)	—	(20.00)
河南町	—	(20.00)	—	(20.00)
千早赤阪村	—	(20.00)	—	(20.00)

- ・実質赤字比率の早期健全化基準は11.25%～15%、財政再生基準は20%
- ・連結実質赤字比率の早期健全化基準は16.25%～20%、財政再生基準は30%
- ・実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「-」と表示しています。

【実質公債費比率】

団体名	R4決算	R3決算
岸和田市	6.1	6.0
豊中市	2.5	2.8
池田市	1.2	1.1
吹田市	-0.3	-1.2
泉大津市	8.7	8.5
高槻市	-1.3	-0.8
貝塚市	4.7	4.7
守口市	6.0	6.7
枚方市	0.6	0.0
茨木市	-1.1	-1.7
八尾市	3.4	3.7
泉佐野市	8.5	9.9
富田林市	-1.0	-1.1
寝屋川市	-1.2	-0.9
河内長野市	2.2	2.1
松原市	3.1	3.9
大東市	4.5	6.5
和泉市	6.9	7.0
箕面市	2.4	2.7
柏原市	4.3	3.3
羽曳野市	3.7	3.6
門真市	3.9	3.7
摂津市	-0.7	-1.3
高石市	11.7	13.1
藤井寺市	2.5	1.9
東大阪市	6.9	6.5
泉南市	9.3	9.6
四條畷市	4.6	5.5
交野市	7.6	8.9
大阪狭山市	3.7	3.0
阪南市	6.2	7.4
島本町	6.6	5.7
豊能町	5.8	5.6
能勢町	15.1	15.1
忠岡町	6.1	7.0
熊取町	1.5	2.3
田尻町	3.8	4.0
岬町	11.1	10.5
太子町	4.5	5.5
河南町	6.6	6.0
千早赤阪村	8.0	8.1

【将来負担比率】

団体名	R4決算	R3決算
岸和田市	-	-
豊中市	-	-
池田市	-	-
吹田市	-	-
泉大津市	6.1	14.2
高槻市	-	-
貝塚市	18.8	10.0
守口市	15.9	28.5
枚方市	-	-
茨木市	-	-
八尾市	-	-
泉佐野市	27.9	42.8
富田林市	-	-
寝屋川市	-	-
河内長野市	-	-
松原市	10.4	24.0
大東市	-	-
和泉市	-	-
箕面市	8.0	13.3
柏原市	2.4	14.2
羽曳野市	1.7	-
門真市	13.4	15.2
摂津市	-	-
高石市	90.8	107.2
藤井寺市	45.4	54.9
東大阪市	-	-
泉南市	50.4	64.4
四條畷市	-	-
交野市	44.9	55.5
大阪狭山市	-	-
阪南市	26.4	43.7
島本町	-	-
豊能町	-	-
能勢町	109.2	108.0
忠岡町	21.1	42.7
熊取町	-	-
田尻町	-	-
岬町	105.8	100.9
太子町	-	-
河南町	-	-
千早赤阪村	-	-

・実質公債費比率の早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%
 ・将来負担比率の早期健全化基準は350%
 ・将来負担比率が算定されない場合は、「-」と表示しています。

【資金不足比率<上水道・下水道>】

<上水道>

団体名	R4決算	R3決算
岸和田市	-	-
豊中市	-	-
池田市	-	-
吹田市	-	-
泉大津市	-	-
高槻市	-	-
貝塚市	-	-
守口市	-	-
枚方市	-	-
茨木市	-	-
八尾市	-	-
泉佐野市	-	-
富田林市	-	-
寝屋川市	-	-
河内長野市	-	-
松原市	-	-
大東市	-	-
和泉市	-	-
箕面市	-	-
柏原市	-	-
羽曳野市	-	-
門真市	-	-
摂津市	-	-
高石市	-	-
東大阪市	-	-
交野市	-	-
島本町	-	-
能勢町	-	-
大阪広域水道企業団	-	-

(単位:%)

<下水道>

団体名	R4決算	R3決算
岸和田市	-	-
豊中市	-	-
池田市	-	-
吹田市	-	-
泉大津市	-	-
高槻市	-	-
貝塚市	-	-
守口市	-	-
枚方市	-	-
茨木市	-	-
八尾市	-	-
泉佐野市	-	-
富田林市	-	-
寝屋川市	-	-
河内長野市	-	-
松原市	-	-
大東市	-	-
和泉市	-	-
箕面市	-	-
柏原市	-	-
羽曳野市	-	-
門真市	-	-
摂津市	-	-
高石市	-	-
藤井寺市	-	-
東大阪市	-	-
泉南市	-	-
四條畷市	-	-
交野市	-	-
大阪狭山市	-	-
阪南市	-	-
島本町	-	-
豊能町	-	-
能勢町	-	-
忠岡町	-	-
熊取町	-	-
田尻町	-	-
岬町	-	-
太子町	-	-
河南町	-	-
千早赤阪村	-	-

※【下水道事業】 和泉市(上段)公共下水道事業会計 (下段)浄化槽事業特別会計
 能勢町(上段)下水道事業特別会計 (下段)農業集落排水事業特別会計
 岬町(上段)下水道事業特別会計 (下段)漁業集落排水事業特別会計
 ・資金不足比率の経営健全化基準は20%
 ・資金不足額がない場合は、「-」と表示しています。

【資金不足比率<病院他>】

<病院>

団体名	(単位:%)	
	R4決算	R3決算
岸和田市	-	-
豊中市	-	-
池田市	-	-
泉大津市	-	-
貝塚市	-	-
枚方市	-	-
八尾市	-	-
和泉市	-	-
箕面市	-	-
柏原市	-	-
藤井寺市	-	-
阪南市	-	-

<工業用水>

団体名	(単位:%)	
	R4決算	R3決算
大阪広域水道企業団	-	-

<交通>

団体名	(単位:%)	
	R4決算	R3決算
高槻市	-	-

<と畜場>

団体名	(単位:%)	
	R4決算	R3決算
羽曳野市	-	-

<観光>

団体名	(単位:%)	
	R4決算	R3決算
千早赤阪村	-	-

<競艇>

団体名	(単位:%)	
	R4決算	R3決算
箕面市	-	-
大阪府都市競艇企業団	-	-

・資金不足比率の経営健全化基準は20%(公営競技は0%)

・資金不足額がない場合は、「-」と表示しています。

まとめ

B子 健全化判断比率及び資金不足比率の説明をしてもらってよく分かったわ。
でも八尾市の比率を見てみると、どの比率もそんなに悪いわけじゃないよね。

A男 いや、そんなことはないんだ。今後無駄遣いしたり、施設や建物を建てて大きな借金をしたりすると、すぐにこの比率は悪化してしまうんだ。

B子 でも、比率が悪化しても私たちの生活に影響はないんでしょ。

A男 いや、早期健全化団体、財政再生団体になってしまふと市民サービスにも大きな影響が出てくる可能性もあるんだよ。
例えば、市の施設が閉鎖されたり、住民税や公共料金が値上げになるかもしれないんだよ。

B子 それは困るわ。じゃあしっかり八尾市の財政を運営してもらわないといけないわね。

A男 八尾市では、令和5年9月に「新やお改革プラン2.0」を策定し、時代の変化や将来の見通しなどを見極め、行財政運営の最適化を図り、改革を推進し、「さらなる改革と成長の好循環」を実現することで、より多くの人に選ばれるまち、暮らし続けたいまちを目指していくんだよ。